

岡山県造林事業補助金交付要綱

昭和48年 7 月 23 日 治第867号
(略)

改正 平成31年 4 月 11 日、治第 64号
改正 令和 2 年 8 月 24 日、治第332号
改正 令和 5 年 7 月 6 日、治第251号
改正 令和 5 年 8 月 10 日、治第297号
改正 令和 6 年 3 月 29 日、治第752号

(趣旨)

第 1 条 知事は、森林の健全性の確保に必要な森林施業を計画的かつ効率的に推進することにより、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的な発展に資するため、造林事業を実施した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）、昭和41年告示第513号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第 2 条 補助の対象となる事業区分、事業の種類、事業内容等、交付の相手方及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 事業主体は、事業の終了後速やかに補助金交付申請書（様式第 1 号）に、別に定める書類を添えて、原則として造林地所在の市町村長又は森林組合長を経由し、施行地所轄の県民局長に提出しなければならない。ただし、公益社団法人おかやまの森整備公社（以下「公社」という。）が事業主体の場合は、知事に提出することができる。

なお、次のいずれかに該当する者は、申請をすることができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、次により補助金の交付申請等を行う。
- (1) 補助金の交付申請について委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）は、事業完了結果を確認の上、補助金交付申請書（様式第 2 号）に、別に定める書類及び委任状を添付して補助金の交付申請を行う。
 - (2) 補助金の受領について委任を受けた者（以下「代理受領者」という。）は、代理受領に係る委任状を提出する。
- 3 事業主体は、事業の実施形態等により、次のように区分する。
- (1) 森林組合が自己所有林（信託を引き受けた森林又は森林組合法（昭和53年法律第36号）第26条第 1 項に規定する森林）に直営その他の方法により実行した場合の事業主体は森林組合
 - (2) 森林組合が森林組合所有以外の森林につき受託施行した場合の事業主体は次による。
 - ア 委託者が、市町村又は公社である場合は、それぞれ市町村、公社
 - イ 委託者が、市町村又は公社以外の場合は、森林組合（絆の森整備事業を除く。）
 - (3) 事業主体となり得る者が自力で実行した場合又は森林組合や造林会社等（以下「森林組合等」

という。)に作業を請け負わせた場合は、当該事業主体

- 4 森林組合等が事業主体として実施する森林組合等受託造林の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

(1) 受委託契約の締結

森林組合等が森林所有者と受委託契約（造林事業委託契約又は森林経営委託契約）を締結したものに限る。

なお、森林組合等が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

(2) 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、(1)のほか、次の要件を満たすこと。

ア 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

イ 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

ウ 森林組合等が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、森林組合等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、並びに、関係法令で義務づけられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

(3) 特例措置

災害の発生等から県知事がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

- 5 造林補助金の交付申請は、原則として事業主体が行うべきものであるが、補助事務の円滑な実施を図るため、市町村、森林組合及び森林整備法人が事業主体である場合のほかは、県民局長は、事業主体が市町村又は森林組合（以下「代理受領者」という。）に該当事務を委任し、所要の手続きが行われるよう指導する。

- 6 補助金交付申請書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 1・四半期事業 5月31日

(2) 2・四半期事業 8月31日

(3) 3・四半期事業 11月30日

(4) 4・四半期事業 2月末日

（補助金の交付）

第4条 知事又は県民局長は、交付申請書の受理後速やかに、別に定める「造林事業調査要領」による施行地ごとの竣工調査を行い、適当であると認めたときには、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を同時に行い、補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知する。

（補助金の代理受領）

第5条 代理受領者は、代理受領した補助金を次に掲げる事項に留意して速やかにこれを事業主体に交付する。

(1) 代理受領した補助金を30日以上滞留させるなど、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにする。

(2) 交付事務の適正を期するため、県民局長は、交付後に代理受領者から個々の事業主体に対する交付状況の報告を必ず徴し、支払未済のものがあるときは、実施状況調査を行い、交付状況を確認する等の措置をとるものとする。

- 2 代理受領した補助金は、県の交付に当たって示した内訳に従い、その全額を事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その造林事業に関係のある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(1) 造林補助金交付事務取扱手数料

(2) 当該造林事業に使用した苗木等資材の立替代金又は売払代金

(3) 当該施行地の森林保険料

(4) 当該施行地に使用した肥料又は縄等代金

3 代理受領者が受ける造林補助金事務取扱手数料は、原則として実費の範囲内とする。

4 代理受領者が造林補助金事務取扱手数料についての料率を定めようとする場合には、総会の議決を経た上、県民局長に報告するものとする。

5 代理受領者は、当該補助金の交付条件を事業主体に通知しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の整備、保管)

第6条 事業主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5か年間保管しなければならない。

2 第3条の規定による補助金の交付に係る代理受領者は、代理受領した補助金の支払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5か年間整備保管しなければならない。

(義務)

第7条 事業主体は、この補助金に関する法令、交付要綱、補助要領等に従うとともに、次の各号における措置を取らなければならない。

(1) 植栽施行地については速やかに期間10か年以上の森林保険等に参加すること。

また、除伐、間伐等施行地については、概ね3か年間の森林保険等に参加するよう努めること。

(2) 森林の健全な育成のために適切な保育及び管理に努めなければならないこと。

(3) 規則第20条の規定により、補助事業により、取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交付し、貸付けし、又は担保に供するため、知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書を知事に提出しなければならないこと。ただし、規則第20条のただし書きに規定する知事が別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

ア 補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合

イ 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した場合

ウ 付帯施設については、耐用年数を経過した場合

(4) 消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、該当の補助金の交付決定及び額の確定通知書番号等を速やかに知事に報告しなければならないこと。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額等に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

(5) 事業主体は、補助事業により設置又は開設した施設等を、当該施設等に係る転用等制限期間内に知事の承認を受けないで転用若しくは用途変更してはならない。

(6) 事業主体は、補助事業により設置又は開設した施設等について、それぞれ転用等制限期間内に補助目的を達成することが困難となる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(7) 事業主体は、前記(5)及び(6)により知事の承認を受けて当該施設等を転用若しくは用途変更した場合又は補助目的を達成することが困難となった場合は、当該転用等に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、知事に協議し、知事の同意を得た上で、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第8条 事業実施上の細部の取扱いについては、別途知事が定める。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成23年8月25日から施行し、平成23年度予算分から適用する。
(略)

附 則

- 1 この交付要綱は、平成30年度2・四半期事業から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成31年度1・四半期事業から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年度2・四半期事業から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年度2・四半期事業から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年度1・四半期事業から施行する。

別表

事業区分	事業の種類 事業内容等	交付の相手方	補助率
1 森林環境保全直接支援事業	森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け、13林整整第855号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け、21林整計第336号）及び岡山県造林事業実施要領（平成19年4月2日付け、治第53号）による。	森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け、13林整整第855号）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け、21林整計第336号）及び岡山県造林事業実施要領（平成19年4月2日付け、治第53号）による。	4/10 （ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業または市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備については5/10とする。）
2 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成 (2) 被害森林整備 (3) 重要インフラ施設周辺森林整備 (4) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）			4/10 （ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備については5/10とする。）
(5) 保全松林緊急保護整備			7/10
3 共生環境整備事業 (1) 森林空間総合整備事業 (2) 絆の森整備事業			7/10 （ただし、用地取得については4/10とする。）
4 機能回復整備事業 (1) 特定森林造成事業 ア 特定林地改良			7/10
イ 耕作放棄地等森林造成 ウ 花粉発生源対策促進事業			4/10
5 少花粉スギ等造林対策事業	少花粉スギ等造林対策事業実施要領（平成26年4月1日付け、治第9号）による。	少花粉スギ等造林対策事業実施要領（平成26年4月1日付け、治第9号）による。	少花粉スギ等造林対策事業実施要領（平成26年4月1日付け、治第9号）による。